

会場変更などの株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

<https://www.yellowhat.jp/corp/ir/>

# 第68期 定時株主総会 招集ご通知



## 開催日時

2026年6月24日（水曜日）午前10時  
受付開始午前9時

## 開催場所

東京都中央区日本橋富沢町11番12号  
サンライズビル 2階ザ・グリーンホール

## 議案

### 〈会社提案〉

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

### 〈株主提案〉

第3号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

第4号議案 剰余金処分の件

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件

## 目次

招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	4
株主総会参考書類	
〈会社提案〉	
第1号議案 取締役6名選任の件	6
第2号議案 監査役2名選任の件	12
〈株主提案〉	
第3号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件	15
第4号議案 剰余金処分の件	18
第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件	20
事業報告	
1. 企業集団の現況	23
2. 会社の現況	32
連結計算書類	44
計算書類	48
監査報告	52

書面（郵送）又はインターネット等による

議決権行使のお知らせ

株主の皆様におかれましては、書面（郵送）又はインターネット等により事前に議決権行使が可能ですので、ぜひご利用くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2026年6月23日（火曜日）午後6時まで

株主各位

証券コード：9882

2026年6月5日

東京都大田区北千束一丁目4番6号

株式会社 **イエローハット**

代表取締役社長 **木村 昭夫**

## 第68期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第68期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへのアクセスのうえ、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.yellowhat.jp/corp/ir/>  
（上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IRニュース」を選択いただき、ご確認ください。）



また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「イエローハット」又は「コード」に当社証券コード「9882」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、株主の皆様におかれましては、書面（郵送）又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面（郵送）による議決権行使の場合〕

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付ください。

〔インターネット等による議決権行使の場合〕

当社の指定する議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、賛否をご入力の上、2026年6月23日（火曜日）午後6時までに議決権をご行使ください。

敬 具

記

<p><b>1</b> 日 時</p>	<p>2026年6月24日（水曜日）午前10時</p>
<p><b>2</b> 場 所</p>	<p>東京都中央区日本橋富沢町11番12号 サンライズビル 2階ザ・グリーンホール</p>
<p><b>3</b> 目的事項</p>	<p><b>報告事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</li> <li>2. 第68期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件</li> </ol> <p><b>決議事項</b></p> <p>〈会社提案〉</p> <p>第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件</p> <p>〈株主提案〉</p> <p>第3号議案 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件 第4号議案 剰余金処分の件 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件</p>
<p><b>4</b> 議決権行使についてのご案内</p>	<p>4ページに記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。</p>

以 上

- 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 議決権を代理で行使される場合は、代理人ご自身名義の議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください（代理人の資格は、定款の定めにより本総会の議決権を有する他の株主1名様に限られます。）。
- 株主総会資料の電子提供措置が導入されましたが、当社は、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト  
（アドレス<https://www.yellowhat.jp/corp/ir/>）  
及び東証ウェブサイト  
（<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>）に掲載させていただきます。
- 電子提供措置のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
  1. 連結計算書類の連結注記表
  2. 計算書類の個別注記表

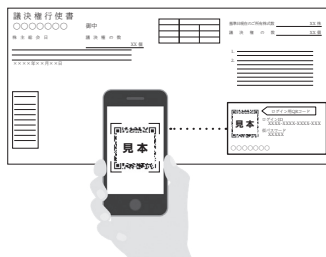


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

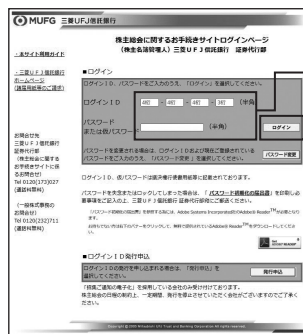
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 午前9:00~午後9:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

## 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名・報酬委員会の決定に基づき、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位及び担当等	属性
1	ほりえ やすお 堀江 康生	代表取締役会長	再任
2	きむら あきお 木村 昭夫	代表取締役社長	再任
3	しらいし ただす 白石 理	専務取締役 財務・経理、システム、内部監査 子会社（YH事業及び卸売事業を除く）担当 （株）2りんかんイエローハット代表取締役会長 兼（株）バイク館イエローハット代表取締役会 長（株）バイク館イエローハットK P代表取締 役会長	再任
4	くぼ たえこ 久保 妙子	社外取締役	再任 社外 独立
5	かんだちえみ 神田知江美	社外取締役 かすが・國塚法律事務所弁護士	再任 社外 独立
6	さとう よしひと 佐藤 義仁	佐藤義仁公認会計士事務所代表	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所等の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

ほり え やす お  
**堀江 康生** (1952年1月27日生)

所有する当社株式数……………583,400株

取締役会出席状況……………14/14回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1976年10月	当社入社	2005年7月	取締役 常務執行役員 経理部長
1997年6月	取締役 営業管理部長	2008年1月	取締役 常務執行役員 経理担当
2000年10月	取締役 営業副本部長 兼 営業管理部長	2008年6月	常務取締役
2001年6月	常務取締役 営業本部長 兼 営業管理部長	2008年9月	代表取締役
2003年6月	常務取締役 常務執行役員 イエローハット事業本部副本部長	2008年10月	代表取締役社長
2004年6月	取締役 常務執行役員 営業管理室長	2024年6月	代表取締役会長
2005年4月	取締役 常務執行役員 運営本部長 兼 ホールセール部長		現在に至る

**【重要な兼職の状況】**

**取締役候補者とした理由**

長年にわたり経営部門の主要な職位を歴任し、2008年10月に当社社長に就任以降、2024年6月まで社長を務め成果を上げてまいりました。経営全般にわたる豊富な知見と能力は当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 堀江康生と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

き むら あき お  
**木村 昭夫** (1974年2月7日生)

所有する当社株式数…………… 34,300株

取締役会出席状況……………14/14回

再任

**【略歴、当社における地位及び担当】**

1996年4月	当社入社	2022年6月	取締役 経理部長
2011年3月	経理部 財務課長	2024年6月	代表取締役社長
2012年4月	経理部 経理課長		現在に至る
2013年4月	経理部 企画課長		
2017年5月	経理部長		

**【重要な兼職の状況】**

**取締役候補者とした理由**

経営企画や内部統制、経理財務等の豊富な業務経験を有しており、2022年6月に取締役に就任、2024年6月には当社社長に就任し、リーダーシップを発揮して企業価値向上に向け実践を加速させていることから、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 木村昭夫と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

しら いし  
白石

ただす  
理 (1959年10月13日生)

所有する当社株式数……………109,240株

取締役会出席状況……………14/14回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

再任

【略歴、当社における地位及び担当】

1982年3月 当社入社  
2001年2月 マーケティング戦略室長  
2004年4月 海外事業部上級マネージャー  
2004年6月 執行役員イエローハット事業本部長  
2005年4月 執行役員運営本部長  
2005年7月 執行役員運営本部副本部長  
2006年4月 執行役員運営本部長  
2006年6月 取締役 執行役員運営本部長 兼ピット運営部長

2008年6月 取締役  
2009年6月 常務取締役  
2011年6月 専務取締役  
財務・経理、システム、内部監査  
子会社（YH事業及び卸売事業を除く）担当  
現在に至る

【重要な兼職の状況】

(株) 2りんかんイエローハット代表取締役会長  
(株) バイク館イエローハット代表取締役会長  
(株) バイク館イエローハットK P代表取締役会長

取締役候補者とした理由

長年にわたり運営部門等の主要な職位を歴任し、事業についての豊富な知識と経験を活かすことができるものと判断し、取締役の候補といたしました。

- (注) 1. 白石 理と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

4

く ぼ た え こ  
久保 妙子 (1953年4月25日生)

所有する当社株式数…………… 6,900株

取締役会出席状況…………… 14/14回

独立

社外

再任

#### 【略歴、当社における地位及び担当】

1976年4月 近畿土地建設工業（株）（設計部）  
1985年2月 一級建築士  
1989年4月 奈良女子大学 助手  
1991年10月 聖母女学院短期大学 専任講師  
2002年4月 聖母女学院短期大学 教授  
2010年4月 京都橘大学 講師（兼職）

2012年3月 京都橘大学 退職  
2017年4月 甲南女子大学 特任教授  
2017年6月 京都聖母女学院短期大学 名誉教授  
2021年3月 甲南女子大学 退職  
**2021年6月 社外取締役**  
現在に至る

#### 【重要な兼職の状況】

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、また一級建築士、一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を備えておられることから、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 久保妙子と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 久保妙子は、社外取締役候補者であります。  
3. 久保妙子は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
4. 当社は、久保妙子との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、久保妙子が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は、久保妙子を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

5

かん だ ち え み  
**神田知江美** (1976年1月4日生)

所有する当社株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 14/14回

独立

社外

再任

#### 【略歴、当社における地位及び担当】

2000年6月	群馬大学付属病院 非常勤医師	2014年9月	群馬大学医学部 退職
2005年4月	早稲田大学大学院法務研究科 入学	2017年8月	一般社団法人日本医療ピアサポート協会 Heals 理事 (現任)
2008年11月	司法修習生	2020年4月	早稲田大学大学院法務研究科 非常勤講師
2010年3月	弁護士登録	2020年9月	早稲田大学大学院法務研究科 退職
2010年3月	かすが・國塚法律事務所 弁護士 (現任)	2022年2月	社団法人日本医療メディエーター協会 理事 (現任)
2012年4月	帝京大学医療情報システム研究センター 客員講師 (現任)	2023年6月	<b>社外取締役 現在に至る</b>
2013年4月	群馬大学医学部 非常勤講師		

#### 【重要な兼職の状況】

かすが・國塚法律事務所 弁護士

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

過去に直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を備えておられることから、一般株主保護の観点から重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を十分にはたしていただけるものと判断し、社外取締役の候補といたしました。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 神田知江美と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 神田知江美は、社外取締役候補者であります。  
3. 神田知江美は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。  
4. 当社は、神田知江美との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、神田知江美が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定です。  
5. 当社は、神田知江美を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

候補者番号

6

さとう よしひと  
佐藤 義仁 (1968年8月23日生)

所有する当社株式数…………… 0株

取締役会出席状況…………… 一回

独立

社外

新任

#### [略歴、当社における地位及び担当]

1992年10月	監査法人朝日新和会計社 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所	2021年9月	有限責任あずさ監査法人 退職
1996年4月	公認会計士登録	2021年10月	佐藤義仁公認会計士事務所 代表 (現任)
1998年10月	有限責任あずさ監査法人 (当時 あずさ監査法人) 札幌事務所 異動	2021年10月	株式会社軽子坂パートナーズ 顧問 (現任)
1999年10月	有限責任あずさ監査法人 (当時 あずさ監査法人) マネージャー就任	2021年11月	独立行政法人中小企業大学校 中小企業者向け研修講師 (現任)
2004年4月	日本政策投資銀行 (現 株式会社日本政策投資銀行) 出向	2023年5月	和泉監査法人 代表社員就任 (現任) 現在に至る
2007年10月	有限責任あずさ監査法人 帰任 シニアマネージャー		
2010年6月	有限責任あずさ監査法人 パートナー就任		

#### [重要な兼職の状況]

佐藤義仁公認会計士事務所代表

#### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本政策投資銀行 (現 株式会社日本政策投資銀行) での経験を持ち、法定監査、M&A支援、株式公開支援、リストラクチャリング、内部統制の高度化、コンプライアンス体制や内部監査の強化など、多岐にわたる実績を有しております。同氏の知見を当社の企業価値向上及び監督機能の強化に活かしていただくことを期待し、取締役候補者に選任いたしました。

- (注) 1. 佐藤義仁と当社との間に特別の利害関係はありません。  
2. 佐藤義仁は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社は、佐藤義仁の選任が承認された場合は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。  
4. 当社は、佐藤義仁の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。  
5. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 第2号議案

## 監査役2名選任の件

監査役 木村義美、田村昭は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

き むら よし み  
木村 義美 (1961年7月27日生)

所有する当社株式数…………… 100,400株  
取締役会出席状況…………… 14/14回  
監査役会出席状況…………… 18/18回

## 再任

## [略歴、当社における地位]

1984年3月	当社入社	2009年6月	取締役
1999年9月	富士営業所長		メンテナンス・アクセサリ-商品部長
2004年3月	近畿・四国事業部長	2011年3月	取締役
2005年4月	近畿・四国エリアマネージャー		商品購買、物流、販促・宣伝 担当
2007年4月	商品部長	2022年6月	当社監査役
2009年4月	メンテナンス・アクセサリ-商品部長		現在に至る

## [重要な兼職の状況]

## 監査役候補者とした理由

長年にわたり営業部門及び商品戦略部門等の主要な職位を歴任し、営業戦略及び商品戦略全般に関する豊富な知識と経験により、取締役の職務の執行を監査する役割をはたしていただけるものと判断し、監査役の候補といたしました。

- (注) 1. 木村義美と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 木村義美は、監査役候補者であります。  
3. 当社は、木村義美との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、木村義美が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
4. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

た むら あきら  
**田村 昭** (1948年7月2日生)

所有する当社株式数…………… 0株  
取締役会出席状況…………… 14/14回  
監査役会出席状況…………… 18/18回

独立

社外

再任

**〔略歴、当社における地位〕**

1972年4月	日本電池株式会社入社	2008年6月	株式会社ジーエス・ユアサテクノロジー 代表取締役 就任
2000年6月	日本電池株式会社 取締役 電池販売事業本部副本部長	2010年10月	株式会社ジーエス・ユアサパワーエレクトロニクス 代表取締役 就任
2004年4月	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション 執行役員 株式会社ジーエス・ユアサバッテリー 常務取締役	2012年6月	株式会社ジーエス・ユアサコーポレーション 退職
2006年6月	株式会社ジーエス・ユアサバッテリー 代表取締役 就任	<b>2022年6月</b>	<b>当社社外監査役 現在に至る</b>

**〔重要な兼職の状況〕**

—

**社外監査役候補者とした理由**

自動車業界で培われた豊富な経営経験と幅広い見識により、取締役の職務の執行を監査する役割をはたしていただけるものと判断し、社外監査役候補といたしました。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 田村昭と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 田村昭は、社外監査役候補者であります。  
3. 田村昭は現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。  
4. 当社は、田村昭との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額を限度としており、田村昭が再任された場合には、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。  
5. 当社は、田村昭の選任が承認された場合は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項の規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 株主総会後の取締役会のスキルマトリックス（予定）

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	当社における地位 (予定)	属性	企業経営	営業/販売	商品戦略 商品製造	マーケティング 店舗開発	サステイナ ビリティ ESG	人事・労務 人材開発 法務、リスク マネジメント	財務/会計 税務
堀江 康生	代表取締役会長		●	●		●	●	●	●
木村 昭夫	代表取締役社長		●	●		●	●	●	●
白石 理	専務取締役		●	●	●		●	●	●
久保 妙子	取締役	社外 独立				●	●		
神田知江美	取締役	社外 独立					●	●	
佐藤 義仁	取締役	社外 独立	●				●	●	●
木村 義美	監査役			●	●				
田村 昭	監査役	社外 独立	●	●	●				
大海原 潤	監査役	社外 独立	●						●

1.本議案が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役は6名体制となり、うち社外取締役は3名（50%）、女性取締役は2名（女性割合約33.3%）となります。

以 上

## < 株主提案（第3号議案から第5号議案まで） >

第3号議案から第5号議案までは株主様1名からのご提案によるものであります。

### 第3号議案

## 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

### 提案の内容

以下の1.の議案（以下「定款変更議案」という。）については、定款変更議案及び本定時株主総会における他の議案（会社提案にかかる議案を含む。）の可決または否決により、定款変更議案として記載した各章または各条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、定款変更議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。下記の各株主提案の詳細な説明は、<https://stracap.jp/9882-YELLOWHAT/> 又は株式会社ストラテジックキャピタルのホームページ右上の特設サイトリンク <https://stracap.jp/> を参照されたい。なお、各株主提案において記載する会社数値は単体と記載がない限りは全て連結計算書類に基づいている。また、時価総額は発行済株式総数から自己株式数を控除して算定している。

#### 1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件

現行の定款の第43条及び44条を以下のとおり変更する。

#### 現行定款

##### （剰余金の配当等の決定機関）

第43条 当社は、剰余金の配当金等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

##### （剰余金の配当の基準日）

第44条 当社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

変更案（下線は変更部分を示す）

（剰余金の配当）

第43条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第44条 削除

### 提案の理由

本議案は、期末配当の決定機関を株主総会とすることを目的とするものである。

当社は、配当を株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めるものとしている。しかしながら、当社は配当を抑えることで自己資本比率が上昇し、株価低迷を招いてきた過去があり、取締役会による資本政策および株主還元政策が十分に株主価値の向上に結びついているとは言い難い。

当社が2025年1月に公表した中期経営計画では、配当性向45%を目安とし、これに自社株取得を加えることで3年間の累計総還元性向を100%以上とすること、及び自己資本比率を中期経営計画の最終年度である2028年3月期末に60%未満、長期的には50%程度まで縮減することが示された。

これにより、足元では一定の自己資本比率の低下が認められるが、仮に現行の中期経営計画以降に配当性向45%のみを維持した場合、自己資本比率が再び上昇しROEの低下を招く可能性がある。

当社のPBRは一度も東証プライム市場の平均PBRを超えたことがなく、提案株主はその一因が配当政策にあると考えている。また、自己資本比率を50%程度まで低下させるためには、今後も継続的に現行水準の株主還元を継続する必要がある。

そのため、配当の決定機関を株主総会とすることにより、資本政策及び株主還元政策に対する株主の関与を強化し、ROEの向上や自己資本比率の適正化等、株主価値の向上に資する経営を促すことが必要である。

## 本議案に対する取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

**本議案に対し、取締役会は反対いたします。**

### (2) 反対の理由

#### ①機動的かつ柔軟な資本政策の遂行と意思決定スピードの確保

当社は、激変する市場環境において、足元の業績やキャッシュ・フローの状況、将来の成長のための投資（既存店舗の改装や新規出店、システム投資等）、ならびに財務の健全性を総合的に勘案し、最適なタイミングで株主還元を含めた資本政策を実行することが中長期的な企業価値向上に不可欠であると考えております。

当社では、これらの事項は極めて高度な経営判断を要する事項であり、取締役会において機動的かつ柔軟に判断することが、企業価値の持続的な向上という観点から合理的かつ実効的な意思決定のあり方であると判断し、剰余金の配当に関する決定機関を取締役会としております。

#### ②「配当」と「自己株式取得」を組み合わせた還元の合理性

当社は、2026年3月期から2028年3月期までの3ヶ年を対象とする中期経営計画において、「総還元性向100%（配当性向45%、自己株式取得55%）」との株主還元方針を掲げている通り、資本効率を意識した経営を行う中で、安定的・継続的な「配当（配当性向45%）」による直接的な還元と、市場環境や株価水準、最適な資本構成の維持を目的とした機動的な「自己株式取得（55%）」を適切に組み合わせること（総還元性向100%以上）が、現時点において、全株主の皆様の利益に最も資すると判断しております。

また、自己株式取得を機動的に実行することは、ROE（自己資本利益率）やEPS（1株当たり利益）を向上させる有用な手段の一つであり、流動性の状況や株主資本コストの動向を常時モニタリングし、還元の手法や規模を柔軟に対応できるという利点を有しております。

このような株主還元の方策の最適なバランスを判断し、中長期的な経営戦略と連動して実行するには、剰余金の配当の決定を含め、事業に精通する取締役会が責任と権限を持つことが最も合理的であると判断しております。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

## 第4号議案

## 剰余金処分の件

## 提案の内容

「議案1. 剰余金の配当等の決定機関に係る定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、以下の通り剰余金の配当を行う。

## (1) 配当財産の種類

金銭

## (2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり、128円から、当社取締役会が決議した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく普通株式1株当たり配当金額又は当社定款43条に基づいて第68期定時株主総会の開催日までに2026年3月期の剰余金の処分（中間配当及び処分の予定を含む。）として当社取締役会が決議した普通株式1株当たりの配当金額（以下これらの取締役会の決議に基づく配当金額を総称して「会社配当金額」という。）を控除した金額（以下「追加配当額」という。）を、会社配当金額に加えて、第68期定時株主総会の議決権の基準日（以下「割当日」という。）現在の当社普通株主に配当する。

2026年3月期における1株当たり当期純利益が128円を上回る場合は、冒頭の128円を、2026年3月期における1株当たり当期純利益の金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の割当日現在の配当の対象となる株式数に追加配当額を乗じた額となる。

## (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第68期定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第68期定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

## 提案の理由

本議案は、株主還元方針を配当性向100%とすることを企図している。

前号議案の提案理由で述べたとおり、現行の配当性向45%では、中期経営計画以降に再び自己資本比率が膨張し、ROEが低下することが見込まれる。

一方で、現在の時価総額の規模、市場における株式の流動性で、市場からの自社株取得を継続した場合、当社株式の流動性低下、ひいては資本コストの上昇を招きかねず、株主還元は今後、配当を中心とすることが望ましい。

また、提案株主は当社が2025年1月に公表した現行の中期経営計画の内容について、一定の評価ができるものの、株価の上昇が限定的であった理由は、配当ではなく自社株取得が中心の株主還元方針となっていることから、その継続性に対して市場が不安を持つことに起因していると考えている。

そのため、株主還元方針を現在の「配当性向45%、総還元性向100%」から当社としての経済も変わらない「配当性向100%」へ変更することで、自己資本比率50%の縮減目標に向け、長期安定した株主還元を継続することを明確にすべきである。

## 本議案に対する取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

**本議案に対し、取締役会は反対いたします。**

### (2) 反対の理由

#### ① 「総還元性向100%（配当＋機動的な自己株式取得）」の優位性と流動性低下リスクに対する当社の見解

本議案は、株主提案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件として、剰余金を処分することを内容とするものであります。

当社は現中期経営計画において「総還元性向100%（配当性向45%、自己株式取得55%）」を定めており、既に提案株主が求める水準と同等の還元を実現しております。本提案のように純利益の全額を配当に固定する硬直的な方針は、店舗改装やDX等の成長投資との間で極端な二者択一を強いることになり、中長期的な企業価値向上に向けた機動的な資金配分を阻害する恐れがあります。

また、提案株主は自己株式取得の継続による将来的な流動性の低下リスクを懸念する主張を行っております。しかしながら、当社は東証プライム市場の上場維持基準（流通株式比率）を念頭に置くのはもちろんのこと、市場の流動性や資本コストの状況を常時適切にモニタリングしております。

仮に将来、流動性への影響を考慮すべき局面が生じた場合には、その時点における最適な資本政策の観点から、自己株式取得の規模やタイミングを取締役に於て機動的に見直し、柔軟に対応してまいります。このように状況に応じて最適な判断ができる現方針こそが株主利益の最大化に資するものであり、将来の流動性リスクのみを理由に、自己株式取得という資本効率向上のための有用な選択肢をあらかじめ排除することは、中長期的な株主価値の向上を阻害するものであると判断しております。

#### ② 16期連続増配の実績に基づく「安定的かつ持続的な利益還元」の重視

当社はこれまで16期連続で増配を実現しており、株主の皆様に対する安定的な利益還元を経営の最重要課題の一つとして実践してまいりました。

この「連続増配」という実績は、一時的な利益の多寡に左右されず、中長期的な視点で株主の皆様との信頼関係を築いてきた結果と自負しております。今後も当社は、この連続増配の実績を重く受け止め、中長期的な成長に合わせた配当水準の持続的な向上に努めてまいります。

以上の理由から、本議案に反対いたします。

## 第5号議案

## 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬の付与のための報酬改定の件

## 提案の内容

## (1) 本議案の概要

本議案は、2020年6月23日開催の第62期定時株主総会において採用について承認され、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において改定について承認された譲渡制限付株式報酬制度を以下(2)のとおり改定するものである。なお、当該改定を行う点を除き、当該譲渡制限付株式報酬制度に変更はないものとする。

## (2) 本制度の内容

- i. 年間に割り当てる譲渡制限付株式数  
年間200,000株を上限。
- ii. 譲渡制限付株式割当てのための金銭報酬債権額  
年間1.5億円以内。
- iii. 金銭報酬債権額の算定方法

毎事業年度の終了後に取締役に対して支給する譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権の額は、取締役に対して最終的に割り当てる当社の普通株式の数（以下「最終割当株式数」という。）に毎事業年度の末日後に開催される当該割当てのための株式の発行又は処分を決定する取締役会の決議日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として取締役役に特に有利にならない価額を乗じることにより算定される。最終割当株式数は、予め取締役会において役員毎に定めた株式数に、以下のとおり算定される株価目標の達成度に応じた割合を乗じて算定した数とする。

- ① 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.5以下の場合：零
- ② 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.5を超え-0.4以下の場合：0.1
- ③ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.4を超え-0.3以下の場合：0.2
- ④ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.3を超え-0.2以下の場合：0.3
- ⑤ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.2を超え-0.1以下の場合：0.4
- ⑥ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が-0.1を超え0以下の場合：0.5
- ⑦ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0を超え0.1以下の場合：0.6
- ⑧ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.1を超え0.2以下の場合：0.7
- ⑨ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.2を超え0.3以下の場合：0.8
- ⑩ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.3を超え0.4以下の場合：0.9
- ⑪ 当社の対東証プライム市場平均PBR超過値が0.4を超えた場合：1

(注1)「当社の対東証プライム市場平均PBR超過値」とは、当社PBRから東証プライム市場平均PBRを減じた値。

(注2)「当社PBR」とは、毎事業年度の末日（同日を含む。）の直前3ヶ月の各日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値から算出した株価の平均値を、毎事業年度末時点の1株当たり純資産額で除して算出する。

(注3)「東証プライム市場平均PBR」とは、東京証券取引所が「長期データ（総合）」で開示する毎事業年度の月末における連結総合（単純）のプライム市場PBRとする。

## 提案の理由

当社は、2020年6月23日開催の第62期定時株主総会招集通知において、「当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため」として、譲渡制限付株式報酬制度を導入している。

しかしながら、本制度における金銭報酬債権額については、「当社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案」して決定するとされているにとどまり、株主価値の向上との具体的な運動関係は必ずしも明確ではない。

また、本制度の導入から一定期間が経過しているものの、当社のPBRは2026年3月末時点で1.07倍にとどまり、東証プライム市場の平均PBRである1.5倍を下回っている。このような状況に鑑みれば、当社においては、株主価値向上に対する取締役のインセンティブをより一層明確化することが求められているといえる。

そこで、本議案は、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度について、株主価値の向上をより明確に反映する制度とする観点から、現行の譲渡制限付株式報酬制度を見直し、当社のPBRを指標の一つとする株式報酬制度を導入することを提案するものである。

具体的には、各事業年度終了後に取締役に対して付与する譲渡制限付株式報酬について、当社のPBRと東証プライム市場の平均PBRとの差分に応じて付与株式数を決定する仕組みとする。これにより、取締役の報酬を株主価値の向上とより明確に運動させることを目的とする。

さらに、現行制度では、株式報酬の上限額は年額4,800万円とされているが、本提案は、当社のPBRが東証プライム市場の平均PBRを上回り、企業価値向上が市場から評価された場合には、取締役に対する株式報酬の付与枠を年額1億5,000万円まで拡大することを可能とするものである。これにより、取締役に対して株価上昇に対するより強いインセンティブを付与することが期待される。

## 本議案に対する取締役会の意見

### (1) 当社取締役会の意見

**本議案に対し、取締役会は反対いたします。**

### (2) 反対の理由

#### ①『東証プライム市場平均PBR』をベンチマークにすることの不適合性

本議案は、当社のPBRと東証プライム市場の平均PBRとの差分のみを用いて、取締役への株式報酬額を決定（最大1.5億円からゼロまで変動）する制度を提案するものであります。

本提案株主が指標として掲げる『東証プライム市場平均PBR』は、当社とは事業構造や資本構成が全く異なる業種や、当社よりも大規模な時価総額を有する銘柄群の影響を強く受ける指標であると考えております。

また、PBRは、企業努力だけではなく、マクロ経済の動向、金利水準、特定のセクター（ITや半導体など）への一時的な資金流入といった、企業がコントロールできない外部要因によっても大きく変動する性質を有しております。

そのため、当社は、本議案については当社の中長期的な企業価値の向上の観点から適切な報酬設計とはいえないと判断しております。

#### ②客観的かつ多角的な報酬決定プロセス（ガバナンス）の軽視

取締役の報酬は、持続的な成長に向けたインセンティブとして機能するよう、PBRだけでなく、中長期的な業績の向上や、資本効率の改善、株主の皆様との価値共有など、多角的な指標を用いて総合的に評価されるべきと考えております。

当社はすでに、独立社外取締役が関与する客観的かつ透明性の高いプロセス（独立社外取締役が委員長を務める「指名・報酬委員会」）を経て、固定報酬、変動報酬、および株主の皆様と価値を共有するための「譲渡制限付株式報酬」の最適なバランスを決定する仕組みを構築しており、具体的には、固定報酬約10%、変動報酬約70%、譲渡制限付株式報酬約20%という構成となっております。現行の譲渡制限付株式報酬は、株価の変動がそのまま役員の保有資産価値に直結するため、本提案のような特殊な条件を付さなくとも、株主価値向上へのインセンティブとして十分に機能しております。特定の株主が指定する単一の指標と算定式によって報酬制度を硬直化させることは、当社のコーポレートガバナンスのあり方として適切ではないと判断しております。

以上の理由から、本議案には反対いたします。

# 事業報告

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、景気の緩やかな回復とともに雇用・所得状況の改善による個人消費の持ち直しの動きがみられました。しかしながら一方で、米国の通商政策の影響や物価上昇の継続に加え、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格の動向や供給面への影響など、消費者マインドを低下させる懸念材料があり、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当カー用品業界におきましては、タイヤメーカー各社による価格改定が実施され、値上げ前の駆け込み需要が発生したこともあり、タイヤ売上が期間を通じて好調に推移いたしました。また、旅行や帰省を目的としたドライブ需要などにより、オイル・バッテリーなど消耗品の店頭販売も順調に推移いたしました。12月の気温が全国的に高かった影響から、冬季用品の販売が低調となったものの、3月のタイヤ履き替えシーズンでは、年間を通じて見られた根強い需要を背景に、堅調な結果となりました。

このような環境のもと、当社グループでは車を日常移動手段とされるお客様のニーズに応えるべく、主要施策を積極的に展開してまいりました。具体的には、主力商品であるタイヤの品揃え及び在庫体制を強化したほか、夏季に向け、日よけをはじめとする季節商品を早期に本格展開いたしました。さらに、取付・整備作業においても、2025年4月の規則改正により車検の受検可能期間が1ヶ月前から2ヶ月前へ拡大した旨の告知や、ボディコーティング、エアコン関連サービスの提案を推進いたしました。加えて従来展開しているイエローハット公式アプリに、オイル交換の当日予約機能を追加するなど利便性向上に努めた結果、WEB作業予約件数は前年同期比157%と大幅に伸長いたしました。また、新たなカーライフ支援の一環として、株式会社N T Tドコモとの連携によるダイレクト型自動車保険の取り扱いを開始いたしました。こうした一連の取り組みにより、当期間において多くのお客様にご利用いただくことができました。

この結果、当連結会計年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

当連結会計年度におきましては、2025年1月に子会社化いたしましたスポーツサイクルチェーン店「ワイズロード」を運営する株式会社ワイ・インターナショナル（2026年1月1日付で「株式会社ワイズロード・イエローハット」へ社名変更）の連結損益への取り込み開始、タイヤやバッテリーなど消耗品の販売好調、工賃収入増加などのプラス材料があり、売上高は1,712億80百万円（前年同期比111.2%、172億13百万円増）、売上総利益は744億77百万円（前年同期比110.5%、70億85百万円増）となりました。

販売費及び一般管理費は、子会社店舗の増加、新東北物流の稼働及び既存店設備の更新による減価償却費の増加、人材基盤の強化を目的とした人件費の増額及び店舗運営コストの上昇、物流コストの上昇、ワイズロード・イエローハットの子会社化によるのれん償却額の増加等に加え、当期を通じて進めてまいりました物流拠点の移転・改修や、システム環境の整備など、一時費用の発生により、593億89百万円（前年同期比114.3%、74億49百万円増）となりました。

その結果、営業利益は150億87百万円（前年同期比97.6%、3億63百万円減）、経常利益は165億82百万円（前年同期比98.5%、2億56百万円減）となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、投資有価証券売却益の計上等により、119億68百万円（前年同期比106.3%、7億7百万円増）となりました。

	第67期	第68期	前連結会計年度比
	(2025年3月期)	(2026年3月期)	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	154,066	171,280	11.2%増
営業利益	15,450	15,087	2.4%減
経常利益	16,838	16,582	1.5%減
親会社株主に帰属する当期純利益	11,260	11,968	6.3%増

企業集団の事業区分別売上状況は次のとおりであります。

## カー用品・二輪用品等 販売事業

売上高  
**1,654億86**百万円  
(前連結会計年度比11.6%増)

### <主要な事業内容>

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、カー用品・二輪用品等の卸売を行うほか、販売子会社・関連会社及びWebサイトにおいて小売を行っております。

当連結会計年度におけるイエローハット店舗の出退店の状況です。

2025年4月に福山手城店（広島県）、5月に米沢金池店（山形県）、トレッド新潟桜木インター店（新潟県）、6月に中環堺店（大阪府）、7月に前橋関根店（群馬県）、9月に金沢野々市店（石川県）、10月に広島商工センター店（広島県）、武豊石川店（愛知県）、11月にトレッド沖縄嘉手納店（沖縄県）、湯河原店（神奈川県）、12月に前橋天川店（群馬県）、2026年1月にトレッド石川七尾店（石川県）、我孫子寿店（千葉県）、宮崎大塚店（宮崎県）、2月に瀬戸福元店（愛知県）、倉敷中島店（岡山県）、恵那店（岐阜県）、トレッド茨城桜川店（茨城県）、3月に大分下郡店（大分県）、筑西下館店（茨城県）の計20店舗を開店、2025年5月に米沢店（山形県）、8月にイオンタウン野々市店（石川県）、9月に半田花園店（愛知県）、2026年1月に日向財光寺店（宮崎県）、3月に下館店（茨城県）、西脇和田店（兵庫県）の計6店舗を閉店いたしました。

イエローハット店舗以外では、2025年7月に金沢2りんかん（石川県）、カワサキプラザ石川（石川県）、10月にバイク館富士店（静岡県）、11月にワイズロード大井町店（東京都）、2026年1月にワイズロード洗足店（東京都）、2月に横浜戸塚2りんかん（神奈川県）、バイク館横浜戸塚店（神奈川県）の計7店舗を開店、2025年4月にワイズロードお茶の水店（東京都）、11月にワイズロード東大和店（東京都）の2店舗を閉店いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末の店舗数は、イエローハット765店舗、2りんかん65店舗、バイク館（カワサキプラザ含む）78店舗、ワイズロード28店舗の合計936店舗、その他、車検センターが10店舗、コイン洗車場が12店舗、ニコニコレンタカーが101店舗となりました。

当連結会計年度のカー用品・二輪用品等販売事業の売上高は、1,654億86百万円（前年同期比111.6%、171億99百万円増）、セグメント利益につきましては、136億80百万円（前年同期比97.3%、3億76百万円減）となりました。

## 賃貸不動産事業

### <主要な事業内容>

販売子会社・関連会社及びグループ企業等に対し、建物及び設備等の賃貸を行っております。

売上高

**57億93**百万円

(前連結会計年度比0.2%増)

当連結会計年度の賃貸不動産事業の売上高は、57億93百万円（前年同期比100.2%、13百万円増）、セグメント利益につきましては、14億6百万円（前年同期比100.9%、12百万円増）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は121億88百万円で、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に取得した主要設備

- ・イエローハット東北物流センター（宮城県仙台市青葉区） 43億75百万円
- ・イエローハット店舗 建物及び設備 41億27百万円

### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において設備投資に必要な資金、その他所要資金は手元資金及び銀行借入によって充当しております。

### ④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益（連結計算書類）の状況



項目		第65期	第66期	第67期	第68期 (当期)
		(2023年3月期)	(2024年3月期)	(2025年3月期)	(2026年3月期)
売上高	(百万円)	147,157	146,641	154,066	171,280
経常利益	(百万円)	16,305	15,964	16,838	16,582
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	10,665	10,259	11,260	11,968
1株当たり当期純利益	(円)	115.48	111.01	123.55	137.86
総資産	(百万円)	136,442	144,030	185,941	206,818

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 第68期(当期)の事業成績につきましては、「(1) 当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。  
 3. 2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第65期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。  
 4. 第68期(当期)において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第67期に係る総資産については、暫定的な会計処理の確定の内容が反映されております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社愛知イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社長崎イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社福岡イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社ジョイフル	72	100.0	カー用品等製造・販売
株式会社備前イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社群馬イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社埼玉イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社トレッド・イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社北海道イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社神奈川イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社越後イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社大阪イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社兵庫イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社四国イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山梨イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社静岡イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社広島イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社2りんかんイエローハット	50	100.0	二輪車用品等販売
株式会社西東京イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
株式会社栃木イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社京都イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社バイク館イエローハット	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社バイク館イエローハットKP	30	100.0	二輪車・二輪車用品等販売
株式会社東海イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社千葉イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社沖縄イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社福井イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ひがし北海道イエローハット	50	100.0	カー用品等販売

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
株式会社山陰イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社東東京イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社三河イエローハット	30	100.0	カー用品等販売
株式会社山形イエローハット	20	100.0	カー用品等販売
株式会社近江イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社山口イエローハット	9	100.0	カー用品等販売
溝ノ口自動車株式会社	15	100.0	自動車整備及び修理業
株式会社岐阜イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社鹿児島イエローハット	10	100.0	カー用品等販売
株式会社北九州イエローハット	50	100.0	カー用品等販売
株式会社ワイズロード・イエローハット	50	100.0	自転車・自転車用品等販売
株式会社cymaイエローハット	50	100.0	自転車・自転車用品等販売
株式会社モアグリップ	50	99.4	床等の防滑施工
株式会社大分イエローハット	50	97.5	カー用品等販売
株式会社三重イエローハット	2	97.5	カー用品等販売

#### (4) 対処すべき課題

##### ① エリア戦略・出店戦略

自動車が日常移動手段の地域に、小商圈・ローコストの出店を積極的に行い、地域住民の生活に欠かせないインフラとなることを目指します。

##### ② 店舗戦略・商品戦略

自社ECでの商品販売と店頭での取付をシームレスに行う体制を整備し、ECと店舗の連携を強化します。ECでは幅広い商品展開や車種専用商品を充実させ、店舗ではお手頃価格品を強化することで、顧客の商品選択の幅を広げ、利便性を向上させます。

##### ③ ロイヤルカスタマーの育成

DXを深化させ、会員情報やPOSデータなどを統合管理することで、顧客が求める商品情報を適切なタイミングで提供し、新規会員のリピート率向上を図ります。

##### ④ 整備士の育成戦略

オイル・タイヤなどの交換・取付業務や車検の強化に向けて、整備士・検査員の人材育成を強化します。

## ⑤ 2輪事業の強化

2りんかん・バイク館・ワイズロードの2輪事業において、店舗数増、設備更新、人材育成、既存店収益拡大などの施策を実行し、イエローハット+2輪事業を含めたトータルサービスの提供を目指します。

## (5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当企業集団は、株式会社イエローハット(当社)及び子会社44社(国内44社)、関連会社3社(国内2社、海外1社)で構成され、カー用品・二輪用品等の製造、卸売販売及び一般消費者等への小売販売、自動車整備及び修理、並びに賃貸不動産事業を行っております。

## (6) 主要な営業所及び事業拠点 (2026年3月31日現在)

当 社		本 社	東京都大田区
		本 部	北海道
		支 店	宮城県、千葉県、大阪府、山口県
		物流センター	宮城県、群馬県、山口県
子会社	株式会社愛知イエローハット	本 社	愛知県一宮市
	株式会社ジョイフル	本 社	宮城県仙台市
	株式会社広島イエローハット	本 社	広島県広島市
	株式会社2りんかんイエローハット	本 社	埼玉県和光市
	株式会社バイク館イエローハット	本 社	埼玉県川口市

(注) 当社は子会社を上記の他に39社所有しております。

## (7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
4,176 (1,591) 名	127 (207) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
137 (64) 名	△2 (△8) 名	48.4歳	21年4ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に平均人員(8時間換算)を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	150億円
株式会社みずほ銀行	150億円
株式会社三井住友銀行	150億円
三井住友信託銀行株式会社	80億円

## (9) 資本効率に関する情報

2025年1月31日に発表した、2026年3月期から2028年3月における3ヶ年の中期経営計画において、資本効率に関する目標を掲げておりますが、中期経営計画初年度（2026年3月期）の結果は以下のとおりとなります。

政策保有株式縮減目標 : 連結純資産の10%未満 ⇒2026年3月期 10.7%  
ROE（自己資本利益率）目標 : 10.0%以上 ⇒2026年3月期 9.8%

なお、詳細情報およびその他進捗情報につきましては、2025年1月31日発表の「中期経営計画策定のお知らせ」、2026年5月15日発表の「2026年3月期決算説明会資料」を当社ウェブサイトにてご参照ください。

## 2 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 212,134,980株
- ② 発行済株式の総数 86,021,392株
- ③ 株主数 52,314名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社幸栄企画	12,549	14.6
INTERTRUST TRUSTEES (CAYMAN) LIMITED S OLEL Y IN ITS CAPACITY AS TRUSTEE OF JAPAN-UP	8,285	9.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,894	9.2
イエローハット共和会	5,498	6.4
INTERTRUST TRUSTEES CAYMAN LIMITED A S TRUSTEE OF JAPAN-UP UNIT TRUST	3,997	4.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,884	3.3
鍵山 幸一郎	1,576	1.8
住友ゴム工業株式会社	1,247	1.4
横浜ゴム株式会社	1,188	1.3
株式会社ソフト99コーポレーション	1,186	1.3

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株比率は小数点第2位を切り捨てて表示しております。

### ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	30,800株	6名

(注) 当社の譲渡制限付株式報酬の内容につきましては、事業報告35ページ「2.(3)④取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ・当事業年度の末日に当社役員が有する新株予約権等の状況  
取締役（社外取締役を除く）が保有する新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

発行年度	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	新株予約権の払込金額	新株予約権の行使時の払込金額	行使期間	保有者数
2013年度	81個	普通株式 16,200株	73,400円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2013年5月27日～ 2043年5月26日	2名
2014年度	100個	普通株式 20,000株	79,600円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2014年5月26日～ 2044年5月25日	2名
2015年度	88個	普通株式 17,600株	96,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2015年5月25日～ 2045年5月24日	3名
2016年度	101個	普通株式 20,200株	84,800円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2016年5月25日～ 2046年5月24日	3名
2017年度	88個	普通株式 17,600株	97,200円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2017年5月25日～ 2047年5月24日	3名
2018年度	73個	普通株式 14,600株	120,500円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2018年5月25日～ 2048年5月24日	3名
2019年度	213個	普通株式 21,300株	98,000円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2019年5月24日～ 2049年5月23日	3名
2020年度	219個	普通株式 21,900株	95,900円 (1個当たり)	1円 (1株当たり)	2020年5月25日～ 2050年5月24日	3名

- (注) 1. 当事業年度末現在における新株予約権の目的となる株式の総数（退任者の保有分も含む）は307,800株です。  
2. 2019年4月1日及び2025年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。上記「目的となる株式の種類及び数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」については、当該株式分割による調整前の当期末日時点における株式数及び金額で記載しております。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2026年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	堀江 康生		
代表取締役社長	木村 昭夫		
専務取締役	佐藤 和幸	人事・総務、店舗開発、賃貸事業、営業 管理、支店、子会社（YH事業、卸売事 業）担当	(株) ジョイフル 代表取締役会長
専務取締役	白石 理	財務・経理、システム、内部監査、子会 社（YH事業及び卸売事業を除く）担 当	(株) 2りんかんイエローハット 代表取締役会長 (株) バイク館イエローハット 代表取締役会長 (株) バイク館イエローハットK P 代表取締役会長
取締役	上甲 祐	商品本部長 兼DX推進室長、DX推 進、商品購買、物流 担当	
取締役	本村 弘之	運営本部長 兼店舗運営部長、店舗運 営、ピット技術推進、販促・宣伝 担当	
取締役	斎藤 四郎		斎藤四郎税理士事務所税理士
取締役	久保 妙子		
取締役	神田 知江美		かすが <sup>3</sup> ・國塚法律事務所弁護士
常勤監査役	木村 義美		
監査役	田村 昭		
監査役	大海原 潤		

- (注) 1. 取締役 斎藤四郎、取締役 久保妙子、取締役 神田知江美は、社外取締役であります。  
 2. 監査役 田村 昭、監査役 大海原潤は、社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役 斎藤四郎、取締役 久保妙子、取締役 神田知江美及び監査役 田村 昭、監査役 大海原潤を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 取締役 斎藤四郎は、税理士の資格を有し、税務行政業務における豊富な経験と見識を有しております。  
 5. 取締役 久保妙子は、住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として専門的かつ幅広い知見を有しており、また一級建築士、一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を有しております。  
 6. 取締役 神田知江美は、弁護士の資格を有し法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を有しております。  
 7. 監査役 木村義美は、長年にわたり営業部門及び商品戦略部門等の主要な職位を歴任し、営業戦略及び商品戦略全般に関する豊富な知識と経験を有しております。  
 8. 監査役 田村 昭は、自動車業界で培われた豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。  
 9. 監査役 大海原潤は、金融関係の業務に永年携わってきた経験から、財務・会計及び法務に関する高い見識を有しているほか、不動産関連会社で培われた豊富な経営経験と幅広い見識を有しております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社負担としております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		月額報酬		譲渡制限付 株式報酬	
		固定報酬	業績変動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	262 (9)	87 (9)	127 (-)	48 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	18 (6)	18 (6)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	281 (15)	106 (15)	127 (-)	48 (-)	13 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬限度額は、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は9名です。  
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第36期定時株主総会において、月額3百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役員数は3名です。  
4. 当事業年度末現在の取締役は9名、監査役は3名であります。  
5. 当社は、2008年6月26日開催の第50期定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議いただいております。当事業年度末における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。  
取締役 2名 980万円  
6. 2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として、年額48.0百万円以内、株式数の上限を年50,000株以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は6名（社外取締役を除く）です。なお、当社は2025年4月1日付けで株式分割により、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、譲渡制限付株式報酬で付与する株式数の上限は年間100,000株以内となりました。  
7. 取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることや、「指名・報酬委員会」からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

### ⑤ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は前期の全社業績及び中長期的な業績を反映させ、持続的な成長と企業価値の向上を促進させることを基本方針とし、決定プロセスの客観性・透明性、報酬額の妥当性を確保する観点から、取締役会の諮問に応じて「指名・報酬委員会」において審査し、取締役会に答申を行い取締役会にて決議しております。「指名・報酬委員会」は、取締役会の決議により選定された独立社外役員とメンバーとして現行の報酬制度及び各役位の職責を熟知している代表取締役社長により構成されています。なお、指名・報酬委員会の委員長は社外役員としております。

取締役の報酬の構成については、基本となる固定報酬及び業績変動報酬、譲渡制限付株式報酬に区分し、会社業績や同規模他社の報酬水準、過去の支給実績などを総合的に勘案して決定しております。

固定報酬は取締役本来の「意思決定機能」「監視機能」に対する報酬、業績変動報酬は「業務執行機能」に対する報酬としており総額を12分割して毎月支給しております。

業績変動報酬は役位別の変動報酬標準額に全社業績による評価及び各取締役と取締役会との間のコミットメントについて「指名・報酬委員会」の評価答申により算出された変動率（76%～124%）を乗じて決定しております。なお、業績変動報酬に係る指標としては、当社グループの収益状況を客観的に示す指標であることから、連結経常利益率を採用しております。

譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役（社外取締役を除く）が、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、非金銭報酬等として譲渡制限付株式を毎年1回割当てるものです。譲渡制限付株式報酬は、2024年6月20日開催の第66期定時株主総会において、事業年度ごとの割当てる上限を50,000株として承認いただいております。また、譲渡制限付株式に関する金銭報酬債権の総額は48.0百万円以内と設定しております。なお、当社は2025年4月1日付けで株式分割により、普通株式1株を2株に分割いたしました。そのため、譲渡制限付き株式報酬で付与する株式数の上限は年間100,000株以内となりました。

譲渡制限付株式報酬の基礎額の算定式

割当対象者の基礎額＝役位別のポイント×（48.0百万円以内÷割当対象者全員の役位ポイントの合計）

上記の方針により、取締役の報酬の構成は、固定報酬約30%、変動報酬約50%、譲渡制限付株式報酬約20%となります。なお、社外取締役の報酬については、業務執行から独立した立場でありかつ独立性を重視し月額報酬においては固定報酬のみとし、役員賞与の設定はありません。また、各監査役の報酬額は、株主総会でご承認いただいた上限額の範囲内で、監査役の協議により決定いたしており、取締役の職務の執行を監視する権限を有する独立した立場であることを考慮し固定報酬のみとし、役員賞与の設定はありません。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ 他の法人等の業務執行者及び社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 齋藤四郎は、税理士（齋藤四郎税理士事務所）であります。  
当社と齋藤四郎税理士事務所との間には特別な関係はありません。
- ・取締役 神田知江美は、弁護士（かすが・國塚法律事務所）であります。  
当社とかすが・國塚法律事務所との間には特別な関係はありません。

### ロ 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

区 分	氏 名	取締役会（14回開催）		監査役会（18回開催）	
取 締 役	齋 藤 四 郎	14回	100%	—	—
取 締 役	久 保 妙 子	14回	100%	—	—
取 締 役	神 田 知 江 美	14回	100%	—	—
監 査 役	田 村 昭	14回	100%	18回	100%
監 査 役	大 海 原 潤	14回	100%	18回	100%

- ・取締役会及び監査役会における発言状況

取締役 齋藤四郎、久保妙子、神田知江美及び監査役 田村 昭、大海原潤は、取締役会において、それぞれ議案の審議等に必要な発言を適宜行っております。

また、監査役 田村 昭、大海原潤は、監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

- ・期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役の齋藤四郎は税務行政業務における豊富な経験と見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

社外取締役の久保妙子は住環境計画、インテリアデザインを主な研究分野とする大学教授として、同分野を中心に専門的かつ幅広い知見を有しており、また、一級建築士・一級インテリア設計士として建築設計に携わり豊富な経験と見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

社外取締役の神田知江美は、弁護士としての法律・経済・社会に対する豊富な経験と幅広い見識を当社の経営全般に反映していただくため、社外取締役として助言をいただいております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 PwC Japan有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

	支払額
	百万円
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	72
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	72

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人が策定した監査計画の内容、監査の遂行状況並びに報酬見積り相対性の相当性について検討した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意いたしました。

#### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

##### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定事項の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議いたしております。

##### イ 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、法令及び定款に基づき、会社の機関として、株主総会及び取締役、取締役会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会及び会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることをそれぞれの立場から確認する体制を基本とする。
- ii 当社は、取締役の義務と責任を具体的に列挙したコンプライアンスに関する確認書を作成し、取締役は定期的に当該確認書を取締役会及び監査役会に提出する。

- iii 当社は、法令、社会規範、企業倫理等の遵守・尊重に関する基本方針・行動規範として制定した「イエローハット憲章」に基づき、反社会的勢力、団体に対しては毅然とした態度で対応することを基本方針とする。当社及びその子会社から成る企業集団は、基本方針の下、当社の総務部門に情報を一元管理し、警察等の外部機関や関連団体と連携を図りながら、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進する。

#### □ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理することを定める規程を整備し、取締役及び従業員は当該規程に従う。

#### ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- i 当社は、リスクに関する意識の浸透、リスクの早期発見及び顕在化の未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めた規程を整備する。
- ii 当社は、全社的なリスクマネジメントを統括する委員会を設置し、リスクマネジメントに関する全社方針を定めるとともに、各部署のリスクマネジメントに関する計画の立案・実行を支援する。

#### ニ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i 取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、取締役は、目標達成に向けて実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を定める。
- ii 取締役は、ITを活用した経営情報システムを構築し、経営情報の迅速かつ適正な把握に努める。

#### ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i 当社は、「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努める。
- ii 当社の内部監査部門は、当社のコンプライアンスの状況を調査・監督し、必要なときは改善を勧告する。
- iii 当社は、コンプライアンス違反やその恐れがある場合の通報を受け付けるための内部通報窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努める。

#### ヘ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- i 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - 1) 子会社は取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制とする。また、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査し得る体制とし、内部監査部門は直接当社の代表取締役に報告する体制とする。なお、内部監査部門は、同様の報告を監査役及び監査役会にも行う。

2) 当社は、当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を定期的に開催し、情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施する。

ii 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの財務リスク回避を目的とする財務リスク管理規程を制定し、当該規程に定める定期的な財務リスク評価委員会によるリスク管理に努め、必要とされる課題及び対策を協議する。

iii 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の効率的な業務遂行に資することを目的に、当社グループの管理運営に関する基本的事項を含む管理規程を制定する。

iv 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社は、当社が制定する「イエローハット憲章」に基づき、子会社の取締役及び従業員が社会的役割と責任を果たすよう努める。

2) 当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通のグループ内部通報窓口を設置し、体制の整備を行う。

**ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項**

i 取締役は、監査役又は監査役会の求めに応じて、その職務を補助するために、必要な人員を配置する。

ii 監査役及び監査役会の職務を補助する従業員は、当該職務については、取締役の指揮命令を受けない。また、当該従業員の処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない。

**チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底する。

**リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制**

i 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制

1) 取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告する。

2) 監査役及び監査役会は、必要に応じ、いつでも取締役または従業員に報告を求めることができる。

ii 子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

1) 子会社の取締役及び従業員は、法令・定款に違反する、又はその恐れがある行為、あるいは会社に著しい影響を及ぼし得る重要な事実を発見したときは、遅滞なく当社の監査役に報告する。

- 2) 当社の内部監査部門は、子会社における内部監査の結果を定期的に当社の監査役に報告する。
- 3) 当社の内部通報担当部門は、当社グループの従業員による内部通報について、当社の取締役会及び監査役会に対し、定期的に報告を行う。

**又 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**  
当社は、前号の監査役への報告をした当社グループの従業員が、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

#### **ル 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針**

当社は、監査役がその職務の執行に関し、費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用などが当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに処理する。

#### **ヲ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び当社グループの取締役及び従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

### **② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

#### **イ 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について**

当事業年度においては、取締役会を14回、監査役会を18回開催し、取締役職務の執行が適法、適正に行われていることを確認しました。また、専門的知見を有する社外取締役3名及び社外監査役2名を選任し、監督機能の実効性を高めております。

#### **ロ 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について**

文書管理規程に従い、取締役会議事録、稟議書、その他取締役職務執行に係る情報を文書及び電磁的媒体に記録して保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧可能な状態にしております。

#### **ハ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について**

リスク管理関連の規程に基づき、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制について、危機管理委員会を2回、財務リスク評価委員会を2回開催し、リスク管理体制の整備及びリスク顕在化の予防等を実施いたしました。

#### **ニ 取締役職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について**

毎月開催される取締役会において、各取締役より月次の業務執行の状況報告がなされ、状況に応じて適宜改善策が検討されております。取締役会の開催に際して、社外取締役及び社外監査役が議案内容を十分理解できるように、議案資料の事前配布並びに必要なに応じて議案の事前説明を実施いたしました。また、社内申請及び稟議承認のための電磁的なシステムを導入することで、意思決定及び情報共有の迅速化を図っております。

#### ホ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

「イエローハット憲章」に定める行動規範・行動基準に関する教育を行うなど、従業員の遵法意識の徹底、健全な企業風土の醸成に努めました。さらに、従業員の遵法意識向上のため、毎月1回、「コンプライアンス便り」を発信いたしました。

#### ハ 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制について

当社の取締役及び従業員が子会社の取締役もしくは監査役として就任し、子会社における業務の適正性を監視できる体制が整備されております。また当社において子会社の稟議申請書等の管理を行っており、その営業活動及び決裁権限等を把握し、一定基準の該当する重要事項については子会社の機関決定前に当社の重要な会議における報告を義務付ける等適切な経営管理を実施しております。さらに、子会社に対して当社の内部監査部門が直接監査を行い、直接当社の代表取締役並びに監査役及び監査役会に報告しております。当社及び子会社の全監査役で構成される監査役協議会を当該事業年度において2回開催し情報の共有化とグループ全体の業務監視を実施いたしました。

#### ト 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制並びにその使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項について

社内規程において、監査役が内部監査室所属の従業員に監査業務の補助を命じることができる旨を定め、配置いたしました。当該従業員は、当該職務について、取締役の指揮命令を受けず、処遇、異動等については監査役及び監査役会の意向を尊重しなければならない旨、周知いたしました。

#### チ 監査役の上記従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項について

当社は、監査役の職務を補助する従業員について、その職務にあたっては、監査役の指示に従うものとし、当社の取締役及び従業員に周知徹底いたしました。

#### リ 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制、その他の当社の監査役への報告に関する体制について

取締役及び従業員は、当社に著しい損害を及ぼす恐れや事実の発生、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、社内規程に従って書面もしくは口頭にて監査役又は監査役会に報告しております。さらに、社内規程に従って、当社グループ内における取締役及び従業員の法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、当社及び子会社共通の内部通報ホットラインを設置・運用を行っております。

#### ヌ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制について

社内規程において、前号の報告をした従業員の秘匿性をできる限り維持するとともに、当該従業員に対する報復措置や不利益な処遇を禁じております。

#### ル 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針について

社内規程において、監査役の職務の執行について生ずる費用について、当社の経費として費用を支出できるよう定め、監査役の請求に基づき速やかに処理しております。

#### ヲ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

従業員は、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供しております。また、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行いました。

以上、第68期において内部統制システムが適切に運用されていることを確認しております。

### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の剰余金の配当は、中間及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当決定機関は中間配当・期末配当ともに取締役会であります。

2026年3月期から2028年3月期までの3ヶ年を対象とする中期経営計画では、「配当性向45%を目安、総還元性向を3年累計で100%以上」とする株主還元方針を掲げております。

この方針に基づき、当連結会計年度の期末配当金につきましては、1株当たり33円とし、中間配当金とあわせまして年間62円とさせていただきます。

次期の配当金につきましては、上記の方針に基づき、年間68円（中間・期末とも34円）を予定しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>I. 流動資産</b>	<b>91,556</b>
現金及び預金	39,729
受取手形及び売掛金	9,954
棚卸資産	34,137
未収入金	4,044
その他	3,698
貸倒引当金	△8
<b>II. 固定資産</b>	<b>115,262</b>
<b>1. 有形固定資産</b>	<b>84,914</b>
建物及び構築物	36,543
機械装置及び運搬具	1,042
土地	43,083
リース資産	41
建設仮勘定	309
その他	3,894
<b>2. 無形固定資産</b>	<b>4,311</b>
のれん	1,435
ソフトウェア	1,024
ソフトウェア仮勘定	150
その他	1,700
<b>3. 投資その他の資産</b>	<b>26,036</b>
投資有価証券	13,449
長期貸付金	364
敷金	7,362
繰延税金資産	2,398
その他	2,718
貸倒引当金	△257
<b>資産合計</b>	<b>206,818</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>I. 流動負債</b>	<b>58,055</b>
支払手形及び買掛金	9,772
短期借入金	35,000
リース債務	12
未払金	3,177
未払法人税等	3,052
契約負債	2,170
賞与引当金	1,547
資産除去債務	20
その他	3,301
<b>II. 固定負債</b>	<b>24,865</b>
長期借入金	18,000
受入保証金	1,628
退職給付に係る負債	113
リース債務	22
資産除去債務	3,611
その他	1,488
<b>負債合計</b>	<b>82,920</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>I. 株主資本</b>	<b>118,894</b>
資本金	15,072
資本剰余金	9,085
利益剰余金	95,392
自己株式	△655
<b>II. その他の包括利益累計額</b>	<b>4,858</b>
その他有価証券評価差額金	6,553
土地再評価差額金	△1,871
為替換算調整勘定	138
退職給付に係る調整累計額	38
<b>III. 新株予約権</b>	<b>142</b>
<b>IV. 非支配株主持分</b>	<b>1</b>
<b>純資産合計</b>	<b>123,897</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>206,818</b>

## 連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	171,280
売上原価	96,803
売上総利益	74,477
販売費及び一般管理費	59,389
営業利益	15,087
営業外収益	1,813
受取利息	32
受取配当金	399
受取手数料	432
持分法による投資利益	73
貸倒引当金戻入額	15
その他	859
営業外費用	318
支払利息	202
その他	115
経常利益	16,582
特別利益	1,360
固定資産売却益	65
投資有価証券売却益	1,166
負ののれん発生益	27
資産除去債務戻入益	43
債務免除益	56
特別損失	873
固定資産売却損	267
固定資産除却損	202
減損損失	403
税金等調整前当期純利益	17,069
法人税、住民税及び事業税	5,322
法人税等調整額	△221
当期純利益	11,968
非支配株主に帰属する当期純利益	0
親会社株主に帰属する当期純利益	11,968

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	15,072	9,085	97,870	△4,697	117,330
当期変動額					
剰余金の配当			△5,401		△5,401
親会社株主に帰属する当期純利益			11,968		11,968
土地再評価差額金の取崩			△36		△36
自己株式の取得				△ 5,000	△ 5,000
新株予約権の行使		△7		12	4
譲渡制限付株式報酬		14		33	47
自己株式の消却		△6	△9,008	9,015	—
持分法適用会社の保有する親会社株式の変動				△18	△18
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	△2,478	4,042	1,563
当期末残高	15,072	9,085	95,392	△655	118,894

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,893	△1,907	121	7	3,115	147	1	120,594
当期変動額								
剰余金の配当								△5,401
親会社株主に帰属する当期 純利益								11,968
土地再評価差額金の取崩								△36
自己株式の取得								△5,000
新株予約権の行使								4
譲渡制限付株式報酬								47
持分法適用会社の保有する 親会社株式の変動								—
自己株式の消却								△18
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,659	36	16	30	1,743	△4	0	1,739
当期変動額合計	1,659	36	16	30	1,743	△4	0	3,303
当期末残高	6,553	△1,871	138	38	4,858	142	1	123,897

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# ■ 計算書類

## 貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>73,174</b>
現金及び預金	38,641
受取手形	392
売掛金	7,364
リース債権	25
商品	7,026
貯蔵品	377
前渡金	165
前払費用	1,134
短期貸付金	16,944
未収入金	3,603
その他	2,391
貸倒引当金	△4,894
<b>固定資産</b>	<b>118,244</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>88,811</b>
建物	37,259
構築物	2,382
機械及び装置	543
車両運搬具	517
工具、器具及び備品	4,241
土地	43,557
建設仮勘定	309
<b>無形固定資産</b>	<b>1,664</b>
ソフトウェア	1,031
借地権	473
その他	159
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,767</b>
投資有価証券	13,301
関係会社株式	6,814
長期貸付金	364
長期前払費用	203
敷金	7,258
その他	82
貸倒引当金	△257
<b>資産合計</b>	<b>191,418</b>

科目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	<b>60,868</b>
買掛金	6,836
短期借入金	46,226
リース債務	25
未払金	2,701
未払費用	101
未払法人税等	2,324
預り金	15
前受収益	1,520
賞与引当金	47
資産除去債務	20
その他	1,047
<b>固定負債</b>	<b>24,978</b>
長期借入金	18,000
リース債務	47
繰延税金負債	1,751
資産除去債務	3,524
その他	1,654
<b>負債合計</b>	<b>85,846</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	<b>101,107</b>
資本金	15,072
資本剰余金	9,075
資本準備金	9,075
利益剰余金	77,597
利益準備金	570
その他利益剰余金	77,026
別途積立金	11,536
固定資産圧縮積立金	192
繰越利益剰余金	65,298
自己株式	△637
評価・換算差額等	4,320
その他有価証券評価差額金	6,478
土地再評価差額金	△2,157
新株予約権	142
<b>純資産合計</b>	<b>105,571</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>191,418</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	104,522
売上原価	83,847
<b>売上総利益</b>	<b>20,675</b>
販売費及び一般管理費	9,247
<b>営業利益</b>	<b>11,427</b>
<b>営業外収益</b>	<b>1,577</b>
受取利息	224
受取配当金	405
受取手数料	791
その他	156
<b>営業外費用</b>	<b>366</b>
支払利息	305
その他	60
<b>経常利益</b>	<b>12,638</b>
<b>特別利益</b>	<b>1,224</b>
固定資産売却益	65
投資有価証券売却益	1,159
<b>特別損失</b>	<b>508</b>
固定資産売却損	267
固定資産除却損	207
減損損失	32
<b>税引前当期純利益</b>	<b>13,355</b>
法人税、住民税及び事業税	4,177
法人税等調整額	△194
<b>当期純利益</b>	<b>9,372</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	15,072	9,075	—	9,075	570	11,536	430	70,154	82,691	△4,718	102,121
当期変動額											
剰余金の配当								△5,401	△5,401		△5,401
当期純利益								9,372	9,372		9,372
土地再評価差額金の取崩								△36	△36		△36
固定資産圧縮積立金の取崩							△238	238	—		—
自己株式の取得										△5,000	△5,000
新株予約権の行使			△7	△7						12	4
譲渡制限付株式報酬			14	14						33	47
自己株式の消却			△6	△6				△9,029	△9,029	9,035	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)											
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△238	△4,856	△5,094	4,081	△1,013
当期末残高	15,072	9,075	—	9,075	570	11,536	192	65,298	77,597	△637	101,107

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	4,837	△2,193	2,643	147	104,912
当期変動額					
剰余金の配当					△5,401
当期純利益					9,372
土地再評価差額金の 取崩					△36
固定資産圧縮積立金の 取崩					—
自己株式の取得					△5,000
新株予約権の行使					4
譲渡制限付株式報酬					47
自己株式の消却					—
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	1,640	36	1,677	△4	1,672
当期変動額合計	1,640	36	1,677	△4	659
当期末残高	6,478	△2,157	4,320	142	105,571

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社 イエローハット  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 寿 洋  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 並 木 俊 朗  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イエローハットの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イエローハット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社 イエローハット  
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 谷 口 寿 洋  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 並 木 俊 朗  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イエローハットの2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人 PwC Japan 有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人から受けております。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

**株式会社 イエローハット 監査役会**

常勤監査役 木村 義美 ㊟

監査役  
(社外監査役) 田村 昭 ㊟

監査役  
(社外監査役) 大海原 潤 ㊟

以上

# 株主総会 会場ご案内図



小伝馬町駅、人形町駅から  
ご来場の場合

アクセス

## ◆小伝馬町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線「小伝馬町駅」1番出口より徒歩約4分  
※出口より人形町方面に約200m進み、  
「東京商品取引所入口」交差点を左折し約200m



東京商品取引所交差点



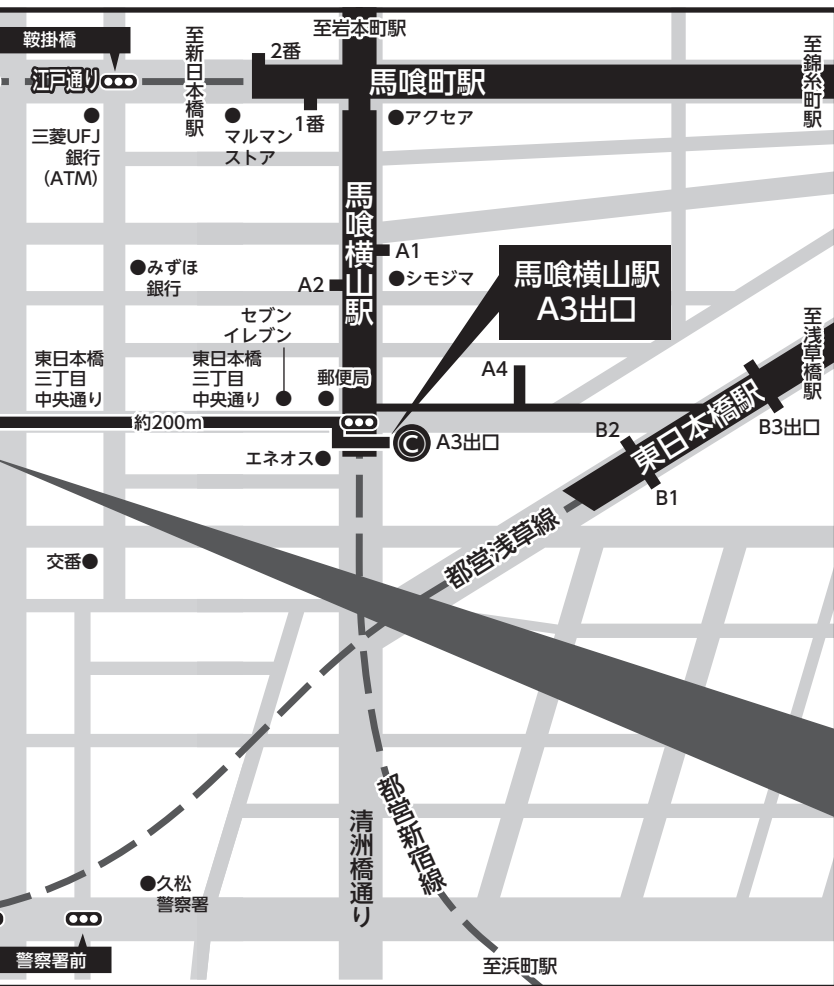
東京商品取引所入口 (標示)



会場 (サンライズビル)

## ◆人形町駅からご来場の場合

東京メトロ日比谷線及び都営浅草線「人形町駅」A4出口より徒歩約5分  
※出口より小伝馬町方面に約350m進み、「東京商品取引所入口」  
交差点を右折し約200m



**会 場**

東京都中央区日本橋富沢町11番12号  
**サンライズビル**  
 2階ザ・グリーンホール

※会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

**問い合わせ先**

株式会社イエローハット  
 TEL 03-6778-1680 (代表)



**馬喰横山駅、東日本橋駅、馬喰町駅からご来場の場合**

**アクセス**

◆馬喰横山駅からご来場の場合  
 都営新宿線「馬喰横山駅」A3出口より徒歩約3分  
 ※出口より「東日本橋三郵便局」を右手に東日本橋三丁目中央通りを約200m



◆東日本橋駅及び馬喰町駅からご来場の場合  
 都営浅草線「東日本橋駅」及びJR総武本線「馬喰町駅」より徒歩約5分  
 (地下道を利用し、都営新宿線(「馬喰横山駅」)方面のA3出口からのご来場が便利です。)

## CSR・交通安全に対する啓蒙活動

# 私たちが考える未来は安全からはじまります。

車のある快適な生活も、家族と車で過ごした思い出も、すべては安全あってのこと。

### ・クイズで楽しく学んで、安全ドライブ「春の全国交通安全運動」応援キャンペーン (2026年4月6日～4月15日)

内閣府推進「春の全国交通安全運動」に合わせ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を啓発するため、本キャンペーンを実施。自動車の運転に交通ルールは欠かせないものですが、教習所で習得してから時間が経過すると、つい忘れてしまいがちです。皆様に安全で快適なドライブを楽しんでいただけるよう、全日本交通安全協会監修のもと、交通ルールを楽しく学べる「道路標識クイズ」として、イエローハット公式Xアカウントにて毎日出題。また、クイズに回答して正解された方の中から、抽選で「ハットにゃん交通安全ピンバッジ」をプレゼントいたしました。



### ・「全国交通にゃん全運動2026」(2026年2月16日～2月23日)

今もなお日本各地で被害が絶えない“猫の交通事故”。2/22「猫の日」をきっかけに、猫でさえも安全に暮らせるクルマ社会の実現を目指し、8年目となる本年も「事故に遭うかもしれない猫自体」を減らしたい。」という想いから、猫の保護・動物愛護団体へ寄付をする猫参加型の「猫パンチで募金」を実施、渋谷マークシティでは「猫パンチで募金」のリアルイベントを開催いたしました。目標の300万円に達し、集まった金額を保護猫・動物愛護団体へ寄付いたしました。また、2026年2月から保護猫と新しい家族の出会いをお手伝いできたらと、定期的にイエローハットの店舗内で保護猫の譲渡会を実施しております。



私たちが愛する車は、明るい未来へ向かって走って欲しい

その思いで、子供たちの「黄色い通学帽子」を社名にしました。

イエローハットでは、安全なクルマ社会を願って、今日もお客様をお迎えしています。

## 株主優待情報

3月末及び9月末現在の株主名簿に記載または記録された100株以上保有かつ1年以上継続保有されている株主の皆様へ、全国の「イエローハット」「2りんかん」「バイク館」「Y's Road」の各店舗及び「イエローハット車検センター」でご利用いただける『お買物割引券(300円割引券)』を送付いたします。1回のお買上げ金額1,000円(税込み)毎に1枚ご使用いただけます。また、全国の「イエローハット」店舗で「油膜取りウォッシュャー液2.5L1本」と引換えができる『商品引換券』を1枚送付いたします。

※1年以上継続保有とは、株主名簿(3月末、9月末)に同一株主番号で3回以上連続して記載または記録されていること



『お買物割引券』

100株以上 200株未満	割引券10枚(3,000円分)	+商品引換券1枚
200株以上1,000株未満	割引券15枚(4,500円分)	+商品引換券1枚
1,000株以上3,000株未満	割引券25枚(7,500円分)	+商品引換券1枚
3,000株以上5,000株未満	割引券40枚(12,000円分)	+商品引換券1枚
5,000株以上	割引券50枚(15,000円分)	+商品引換券1枚



『商品引換券』



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。